

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

- 森林経営管理法施行令（平成三十年政令第三百二十号）（第一条関係）…………… 1
- 登記手数料令（昭和二十四年政令第四百十号）（第二条関係）…………… 2
- 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第三条関係）…………… 4
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報定める政令（令和五年政令第三百四十二号）（第四条関係）…………… 5

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

○ 森林経営管理法施行令（平成三十年政令第三百二十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不明森林共有者の探索の方法）</p> <p>第一条 森林経営管理法（以下「法」という。）第十条（法第五十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める方法は、共有者不明森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不明森林共有者を確認するために必要な情報（以下この条において「不明森林共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（不明森林所有者等の探索の方法）</p> <p>第二条 法第二十四条（法第五十三条において準用する場合を含む。）及び第六十三条第一項第二号の政令で定める方法については、前条の規定を準用する。</p> <p>（地域経営管理集約化構想の作成）</p> <p>第三条 法第四十三条第一項に規定する集約化構想は、おおむね十年を超えない範囲内でその実現のために必要な期間につき定めるものとする。</p> <p>2 前項の集約化構想は、法第四十五条第一項の協議を行うことにより、同項の一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項が適切に取りまとめられたと法第四十三条第三項に規定する市町村等が認めた場合に定めるものとする。</p>	<p>（不明森林共有者の探索の方法）</p> <p>第一条 森林経営管理法（以下「法」という。）第十条の政令で定める方法は、共有者不明森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不明森林共有者を確認するために必要な情報（以下この条において「不明森林共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（不明森林所有者等の探索の方法）</p> <p>第二条 法第二十四条及び第四十三条第一項第二号の政令で定める方法については、前条の規定を準用する。</p> <p>（新設）</p>

○ 登記手数料令（昭和二十四年政令第四百十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）その他の法令による登記事項証明書（閉鎖登記事項証明書を含む。以下同じ。）、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面（以下「登記事項要約書」という。）又は登記簿（閉鎖登記簿を含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本の交付、登記簿又はその附属書類の閲覧、登記識別情報に関する証明、筆界特定書等の写しの交付又は筆界特定手続記録の閲覧、印鑑の証明書の交付、商業登記法第十二条の二第一項各号に掲げる事項の証明等の請求、不動産登記法第三十一条第一項若しくは第二項、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十三条第一項、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第三十六条第一項又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十七条の規定による筆界特定の申請、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）による登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付の請求、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）による登記情報の提供の請求、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）による登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求、動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）による登記申請書等の閲覧の請求、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百二十二号）による登記の嘱託又は申請及び後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）による登記申請書等の閲覧の請求に関する手数料については、この政令の定めるところによる。</p>	<p>第一条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）その他の法令による登記事項証明書（閉鎖登記事項証明書を含む。以下同じ。）、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面（以下「登記事項要約書」という。）又は登記簿（閉鎖登記簿を含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本の交付、登記簿又はその附属書類の閲覧、登記識別情報に関する証明、筆界特定書等の写しの交付又は筆界特定手続記録の閲覧、印鑑の証明書の交付、商業登記法第十二条の二第一項各号に掲げる事項の証明等の請求、不動産登記法第三十一条第一項若しくは第二項、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第三十六条第一項の規定による筆界特定の申請、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）による登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付の請求、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）による登記情報の提供の請求、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）による登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求、動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）による登記申請書等の閲覧の請求、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百二十二号）による登記の嘱託又は申請及び後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）による登記申請書等の閲覧の請求に関する手数料については、この政令の定めるところによる。</p>

第八条 不動産登記法第三百三十一条第一項若しくは第二項、東日本大震災復興特別区域法第七十三条第一項、大規模災害からの復興に関する法律第三十六条第一項又は森林経営管理法第四十七条の規定による筆界特定の申請についての手数料は、一件につき、対象土地の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額を基礎とし、その額に応じて、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。

2	上	欄
5	(略)	(略)
	下	欄

(略)

第八条 不動産登記法第三百三十一条第一項若しくは第二項、東日本大震災復興特別区域法第七十三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律第三十六条第一項の規定による筆界特定の申請についての手数料は、一件につき、対象土地の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額を基礎とし、その額に応じて、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。

2	上	欄
5	(略)	(略)
	下	欄

(略)

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～四十五（略）</p> <p>四十六 森林法第十条の二第一項、第十条の十一の六（同法第十条の十一の九第三項において準用する場合を含む。）、第三十一条（同法第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）</p> <p>四十七～六十四（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～四十五（略）</p> <p>四十六 森林法第十条の二第一項、第十条の十一の六、第三十一条（同法第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）</p> <p>四十七～六十四（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第六条第二項第二号の政令で定める情報）</p> <p>第一条 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第六條第二項第二号の政令で定める情報は、次とおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第六十三條第一項の規定により市町村の長が同法第六十二條第一項に規定する災害等防止措置（国内樹木の伐採に限る。）を講じたことを証する情報</p> <p>五～十二 （略）</p>	<p>（法第六条第二項第二号の政令で定める情報）</p> <p>第一条 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第六條第二項第二号の政令で定める情報は、次とおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）<u>第四十三條第一項</u>の規定により市町村の長が同法<u>四十二條第一項</u>に規定する災害等防止措置（国内樹木の伐採に限る。）を講じたことを証する情報</p> <p>五～十二 （略）</p>